

4月1日から変わります

コミュニティバスの運行内容

市役所の移転に伴い、運行ルートなどが変わります。
総合公共交通マップを改訂し、配布します。

運行ルート 運行時刻の変更

東西線と旭南ルートが市役所
新庁舎に乗り入れを開始するた
め、運行ルートと運行ダイヤが

変わります。くわしくは総合公
共交通マップで確認できます。

回数券

1日乗車券の販売

新庁舎に行政機能が集約され、
支所が出張所になることから、
支所を取り扱っていた回数券な
どの販売が3月末で終了します。
4月からの販売場所／市企画政
策課、千葉交通(株)旭車庫
※コミュニティバス車内は1日
乗車券のみ販売。

総合公共交通マップを 配布

市内の公共交通の運行情報を
まとめた総合公共交通マップを
改訂します。3月中旬に各区を
通じて配布されるほか、市内の



公共施設にも設置します。

きらりんタクシーを 利用してみませんか

乗り合い型の「きらりんタク
シー」を普段のお出掛けに利用
してみませんか。利用には事前
登録が必要なので、企画政策課
で申請してください。

申し込み・問い合わせ先

企画政策課企画調整班

☎ 62・5307

加入区分が変わったときは

国民年金の届け出を

就職や退職、結婚などで国民年金の加入区分が変わった
場合、届け出が必要です。20歳になると日本年金機構から、
国民年金に加入したことを知らせる通知が届きます。

国民年金の種類と役割

国民年金は老後の生活資金となる老齢年金のほか、心身
に障害がある人のための障害年金、働き手を亡くしたとき
に家族が受給する遺族年金など、その加入者や家族の生活
を支えるための制度です。

加入区分

- 第1号被保険者
自営業者、学生、フリーアルバイト、無職の人など
- 第2号被保険者
厚生年金保険や共済組合に加入している会社員など
- 第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている、20歳以上60歳未満
の配偶者

届け出が必要なとき	異動の内容	届け出先
60歳未満の人が退職し たとき (厚生年金や共済年金加 入者の場合)	第2号→第1号 (第3号に該当する場 合を除く)	保険年金課
厚生年金保険などに加入 している配偶者の扶養に なっている人で、 ・配偶者が ①退職したとき ②65歳になったとき ③死亡したとき ・配偶者の扶養から外れ たとき ・配偶者と離婚したとき	第3号→第1号	
就職したとき	第1・3号→第2号	勤務先
配偶者の扶養に入るとき	第1・2号→第3号	配偶者の勤務先

問い合わせ先

保険年金課高齢者医療年金班(☎62-5332)